

東京都入札監視委員会 第1回第一監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和2年11月20日（金） 都庁第一本庁舎16階 特別会議室S4		
委員	弁護士 東京都市大学工学部建築学科教授 弁護士 弁護士	若林 美奈子（部会長） 小見 康夫 木下 潮音 森岡 誠 計4名（敬称略）	
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年6月30日	令和元年10月1日～令和元年12月31日	
抽出案件計	6件	(備考)	
一般競争	2件		
指名競争	3件		
随意契約	1件		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	<議案1>（高額・高落札率事案） 村山上貯水池堤体強化工事〔一般競争入札〕		
	Q 4回の契約変更があり、その結果、予定価格を上回る価格まで変更がなされているが、どのような経緯があったのか。		A 1回目は労務単価の変更に伴うもの、2回目は消費税の税率変更に伴うものである。 3回目は、道路管理者及び交通管理者と現地で協議した結果、新たに仮設の横断歩道を設置するという追加の安全対策工事をおこなったものである。 4回目は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止ため、工事の一時中止をおこなったものである。
	Q 道路管理者・交通管理者とは、事前に安全対策について協議をしていなかったのか。契約後、工事の施行中に変更することになったのはなぜか。		A 設計段階でも十分協議をおこなってきたが、事前協議は図面上のものが主であり、実際に施工段階で確認していく中で、視界不良の箇所が明らかになるなど、変更が必要となった。
Q 1番札の事業者が低入調査に該当し、調査票等の提出がなかったため落札者としなかったが、調査票等の提出がなされなかった理由はなにか。		A 調査表の提出は事業者の判断によるものだが、低入調査にあたっては、事業者は積算の内訳書や根拠資料を短時間で用意し、提出する必要があるため、受発注者とも、ある程度の負担がある制度となっており、そのことも一因として考えられる。	

	<p><議案2> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) 令和元・2年度光ファイバー通信情報管理設備工事[一般競争入札]</p>	
	<p>Q 辞退者の辞退理由及び入札回数が4回で高落札だったことを考慮すると、発注者側の見積もりが過小だった、あるいは施工困難等の理由があったのではないか。</p>	<p>A 積算は、下水道局の基準に沿って適正に行っている。また、機器の部分などはメーカー5者から見積もりを徴取し、現状に合うよう努めている。</p>
	<p>Q 本件は光ファイバー敷設だけでなく、システムへの接続にコストがかかると推察される。今後、この障壁を取り除くための方策は検討されているのか。</p>	<p>A 光ファイバーシステムは、24時間365日止められない基盤である。本件を熟知している受託者に優位性はあるが、複数の会社に対応できる機器仕様で発注を行い、常に努力を続けている。</p>
	<p>Q 長期にわたって同じ事業者が受注する状況が続いており、これまでの努力は功を奏していないが、今後どのように取り組んでいく予定か。</p>	<p>A 実績者が作業を効率的に実施できるという優位性はあるが、発注にあたっては最小限の条件で、他の事業者も参加できる環境づくりに努めている。</p>
	<p>意見 個別の契約案件ではなく、契約全体をみたら、最初の受託者が以後の保守や改善などの受託を続けているという事例は多いと思われる。そのため、都全体の取組として、システムなどの導入時には、当初の導入の段階から今後のことも考慮することが良いと考える。</p>	
	<p><議案3> (1者入札事案) 舗装工事及び街路築造工事 (31六町-21) [特命随意契約]</p>	
	<p>Q 短い工期に間に合わせる必要があるという特命理由であるが、実際は工事期間が長いうえに、契約変更が行われており、特命理由と工事の経過が合っていないようだが、どのような理由か。</p>	<p>A 本件は区画整理事業であり、住民への引き渡し期限を平成31年春としていた。工事の準備や企業者調整の期間を考慮すると、もともと現場を熟知している事業者の特命で契約する必要があったものである。</p>

<p>Q 契約変更について住民が予定どおりに必要な手続きをしなかったためであるとのことだが、その理由は何か。また今後同様の案件が出た場合に、どのような対策をとるか。</p>	<p>A 住民の方が宅地内排水の接続箇所等の検討に時間を要したことが要因として挙げられる。 本件は、想定以上に時間を要してしまったので、今後は、住民への問い合わせや催促など、十分なコミュニケーションをとりながら事業を進めていく。</p>
<p>Q 当初工事の契約金額は、出来高に応じて金額が下がっているのか。前回工事と今回工事の契約金額についてご説明いただきたい。</p>	<p>A 執行せずに今回改めて発注した6,000万円の工事費の減額に加え、中止にかかる経費分の増額を合わせたものである。</p>
<p><議案4> (高額・高落札率事案) (1者入札事案) (同一事業者による長期継続受注事案) バス停留所上屋新設等単価請負工事[希望制指名競争入札]</p>	
<p>Q 技術的に難しい工事と思われませんが、希望が1者の理由は何か。</p>	<p>A 上屋の製造設置で簡単な工事に見えるが、住民との交渉、道路占用許可、建築審査会等の手続など、非常に負担が多い工事であり、敬遠されている可能性がある。</p>
<p>Q 鉄鋼加工の業種で発注しているが、煩雑な手続き部分をコンサルに下請に出したり、営業種目を広げたりするなど、対応はできないのか。</p>	<p>A コンサルを入れるとすると、コンサル部分のみの別発注になるが、コストの問題を考える必要がある。また、都では、専門業者の受注機会の確保を考慮しており、本件については鉄鋼加工の専門業種での発注が妥当と考える</p>
<p>Q 本件は、事実上1者しか希望しない状況になってしまっている。私鉄系のバスや市営バスで請け負っている事業者を確認するなど、他者でも受注できる状況を確認する必要があるのではないか。</p>	<p>A 民間バス会社の子会社に確認したが、他社までは請け負っていないとのことだった。また、過去受注した業者に問い合わせたが、手間が多く安定した利益がでないので、参入は困難とのことであった。また、他業種にも聞いたが、工事のノウハウ等課題があった。 このように難しい状況であるが、引続き事業者への声掛けなどにより努力を続けていきたいと考えている。</p>

	<p><議案5> (1者入札事案) 交通信号機 移設 工事[希望制指名競争入札]</p>	
	<p>Q 希望2者以外に8者指名をして10者指名した結果、1者を除いてすべて辞退し、辞退理由も形式的なものと思われるが、どのような事情があると考えるか。</p>	<p>A 希望した2者にヒアリングを行っており、他の工事との兼ね合いや作業員の確保が困難であったと聞いている。また、予定価格がそれほど高くなかったことも要因として考えられる。</p>
	<p>Q 今回は1カ所だけの発注であったが、例えば年間計画を立て複数工事をまとめた案件とするなど、発注方法を工夫することにより辞退者を防ぐことはできないのか。</p>	<p>A 通常であれば複数件をまとめて発注しているが、今回は事故防止のために急遽対策をとる必要があり、1件のみでの発注となった。</p>
	<p>Q 本機器が交通の妨げになるということは、当初設置時には予想できなかったのか。あるいは、設置後新たな事情が発生し、想定していなかった障害になったのか。</p>	<p>A 事故防止対策について、道路管理者等関係機関との連携に課題があったと考えている。今後は関係部署との連携を図り、安全対策に支障がないように努めていく。</p>
	<p><議案6> (1者入札事案) (同一事業者による長期継続受注事案) 阿古復旧治山工事 [一般競争入札]</p>	
	<p>Q 治山工事が長期に渡っており、同じ事業者が落札する状況が続いているが、その中でも複数者が入札する年もあった。1者入札のときと複数入札のときの事情の違いはあるのか。</p>	<p>A 本工事は、年度ごとに工事個所が異なるだけで、状況の変化はない。辞退した事業者からも作業員の調達が困難との理由を聞いており、入札するかは各者の事情によるものと考えている。</p>
	<p>Q 本工事に下請事業者は入っているのか。また、下請に出す場合、島では事業者が限られていると思われるが、どのような事業者が下請になるのか。</p>	<p>A 本工事に下請事業者はいるが、今回の入札参加者でなく、内地の事業者である。なお、実際の従業員については、島内の場合も内地の場合もある。</p>

	<p>Q 技術者の配置が困難との辞退理由であるが、島の安全等を確保するためにも、島内における技術者の育成、あるいは内地の技術者との交流促進など、今後取り組んでいくことはあるのか。</p>	<p>A 事業者の育成は、これから島を安定的に守っていくために必要なことと認識している。まずは、事業者が能力を発揮できるよう、発注時期の平準化等できるところから取り組んでいく。</p>
	<p>議案1から議案6について、入札契約手続きはルールどおりに運用されている。</p>	
<p>委員会による報告又は意見の具申</p>		